

業種 規模 (人)	業種 林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 (令2条1号の業種)	製造業(物の加工業を含む)、 電気業、ガス業、熱供給業、 水道業、通信業、各種商品卸 売業、家具・建具・じゅう器 等卸売業、各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ 場業、自動車整備業、機械修 理業 (令2条2号の業種)	その他の業種 ※1 (令2条3号の業種)
1,000~	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>総括安全衛生管理者 (法10条)</p> <p>↓ 指揮</p> <p>産業医 (法13条)    安全管理者 (法11条)    衛生管理者 (法12条)</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>総括安全衛生管理者</p> <p>↓ 指揮</p> <p>産業医    安全管理者    衛生管理者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>総括安全衛生管理者</p> <p>↓ 指揮</p> <p>産業医    衛生管理者</p>
300 ~999			
100 ~299			
50~99	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>産業医    安全管理者    衛生管理者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>産業医    安全管理者    衛生管理者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>産業医    衛生管理者</p>
10~49	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全衛生推進者    店社安全衛生管理者 (建設業のみ) ※2 (法12条の2)(法15条の3)</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>安全衛生推進者</p>	<p>事業者</p> <p>↓ 選任</p> <p>衛生推進者</p>
1~9	事業者	事業者	事業者

(注1) 下線の業種およびその他の業種のうち農林畜水産業、医療業については、第2種衛生管理者免許を有するものを衛生管理者として選任することはできません。(労働安全衛生規則第7条第3号)

(注2) 「令」：労働安全衛生法施行令、「法」：労働安全衛生法

※1 規模10人以上の事業場においては通達により安全推進者の配置が求められています。  
(平成26年3月28日基発0328第6号)

※2 仕事の種類により、規模20人以上30人未満または20人以上50人未満の現場を有する店社。